

18 新技術情報提供システム（NETIS）

概 要

国土交通省は、新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として、新技術情報提供システム(New Technology Information System:NETIS)を整備しました。NETISは、国土交通省のイントラネット及びインターネットで運用されるデータベースシステムです。

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>

問い合わせ先

国土交通省大臣官房技術調査課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

TEL : 03-5253-1536

19 千葉県産業支援技術研究所による支援

概要

千葉県産業支援技術研究所は、千葉県が設置した鉱工業系試験研究機関です。中小企業の活性化、ベンチャー企業の創出・育成、産学官連携による新産業の創出等を目指し、そのニーズに応えるため研究開発、技術相談・支援、依頼試験等の様々な支援を行っています。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanken/index.html>

研究	中小企業等の技術向上のため、各技術分野における基礎研究・応用研究を行い、その成果の技術移転等普及に努めています。また、企業・大学・他研究機関からの求めに応じて共同研究も行っています。
技術相談・支援	中小企業等における製品開発や技術開発をはじめ技術上の様々な問題について、相談・支援を行っています。また、問題解決を効果的に行うため、企業に直接おたずねして、技術改善のお手伝いをいたします。技術相談は直接、担当室または技術支援室（電話：043-231-4365）までご連絡ください。
依頼試験	中小企業等の依頼により各種試験・分析、試作設計を有料で行い、成績書を発行しています。依頼試験項目の詳細については、「試験等手数料表」をご覧ください。
設備・機器の利用	自社の新製品開発や品質管理に役立てていただくため、設備、機器を有料で開放しています。開放設備等の詳細については、「機器設備一覧・使用料表」をご覧ください。
講習会・研究会	中小企業等の技術者を対象に、各分野の専門家を講師に招き、講習会や研究会を開催しています。
研修制度	中小企業の技術者養成や能力開発のため、研修制度を設けています。企業の要望に応じ、随時研修生を受け入れています。
刊行物	当所の事業概要、研究報告を編集・発行しています。

問い合わせ先

千葉県商工労働部産業支援技術研究所（略称：産技研）

〒264-0017 千葉市若葉区加曽利町 889

TEL：043-231-4326

20 東葛テクノプラザによる支援

概 要

東葛テクノプラザは、県内企業等の技術力や研究開発能力の向上と新産業の創出、ベンチャー企業の育成等を目的とした総合産業支援施設です。

<http://www.ttp.or.jp/>

主なサービス内容

- 低廉な料金で貸研究室に入居し、総合的な技術支援が受けられます。
- 試作加工室や精密測定室に備えた高性能な設備機器が利用できます。
- 各種試験・検査、計測などの依頼試験が利用できます。
- 各種研修事業等に参加することにより必要な情報が入手できます。
- 各種研修事業等に参加することにより必要な情報が入手できます。
- 産・学・官の各種交流事業や共同研究などを通じ、技術支援が受けられます。
- 研究開発や経営・販路開拓等のきめ細やかな各種コンサルティングサービスが受けられます。

問い合わせ先

東葛テクノプラザ

〒277-0882 柏市柏の葉 5-4-6

TEL : 04-7133-0139 / FAX : 04-7133-0162

21 中小企業技術革新（SBIR）制度に基づく支援

概要

中小企業技術革新制度（SBIR 制度）は、中小企業者及び事業を営んでいない個人（以降「中小企業者等」という。）の方々の新たな事業活動の促進を図るものです。国の研究開発事業について、中小企業者等の方々に参加の機会増大を図るとともに、それによって得られた研究開発成果の事業化を支援します。

具体的には、研究開発のための補助金・委託費等の中から、中小企業者等の方々が活用でき、その研究開発成果を活用して事業を行えるものを選び、SBIR 特定補助金等として指定しています。

また、SBIR 特定補助金等の交付を受けた中小企業者等の方々が、SBIR 特定補助金等を受けて研究開発を行い、その成果を事業化する際に、様々な支援策を設けております。

SBIR 制度は、省庁横断的な制度であり、現在 SBIR 制度に参加している省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の 7 省に上ります。

<https://sbir.smrj.go.jp/index.html>

毎年度、関係省庁を所管する研究開発のための補助金、委託費、助成金等のうち、「中小企業に交付することができ、その成果を利用した事業活動が行えるもの」などの制度の基本方針に沿ったものを、省庁毎に指定しています。少しでも中小企業等に交付される可能性のあるものも含め、SBIR 特定補助金等は幅広く指定しておりますので、SBIR 特定補助金等の中には中小企業等向けでない補助金・委託費等も含まれます。御留意ください。

研究開発分野による限定はなく、SBIR 特定補助金等を受けて行える研究開発分野は多岐にわたります。

SBIR 特定補助金等の中で、皆様の研究開発と照らし合わせ、適当なものがございましたら応募を御検討ください。応募し、採択されましたら、その補助金等での研究開発成果を活用した事業が、事業化支援策の対象となります。なお、各 SBIR 特定補助金等には、各々の応募要件、審査があります。

※SBIR 特定補助金等とは、SBIR 制度に参加している省庁の中小企業等が利用できる新技術に関する研究開発のための補助金、委託費等をさします。

問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

TEL：03-3433-881

22 中小企業技術基盤強化税制

概 要

「中小企業技術基盤強化税制」は、中小企業者がその事業年度において損金の額に算入する試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。

この制度は、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」との重複適用はできません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5444.htm>

1 適用対象法人

青色申告書を提出する中小企業者又は農業協同組合等

2 適用対象年度

次に掲げる事業年度以外の事業年度

- (1) 「試験研究費の総額に係る税額控除制度」の適用を受ける事業年度
- (2) 解散（合併による解散を除く）の日を含む事業年度
- (3) 清算中の各事業年度

3 試験研究費の額

この制度の対象となる試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する一定の費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として諸条件を満たす場合のその研究のために要する一定の費用をいいます。

ただし、試験研究費に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額が試験研究費の額となります。

問い合わせ先

各税務署法人税課